

平成30年12月12日
四国電力株式会社

**伊方発電所3号機の地震時における燃料被覆管の
放射性物質の閉じ込め機能に係る原子炉設置変更許可について**

当社は、平成30年1月26日、伊方発電所3号機の地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。（同日お知らせ済み）

また、平成30年7月31日、審査内容を踏まえ、記載の適正化を行い、原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出しました。（同日お知らせ済み）

本日、原子力規制委員会より、本申請についての許可をいただきました。

なお、本許可により、伊方発電所3号機で使用する燃料集合体の設計変更や設備の改造工事を行うものではありません。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正に伴い、地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能（運転に伴い生じる放射性物質が拡散しないよう、燃料被覆管の損傷を防止する機能）の維持について要求事項が明確化されたことを受け、原子炉設置変更許可申請書に、燃料被覆管についての耐震設計の基本方針などを追加して記載したものを。

以上